平成２３年（フ）第６４３号
茨城県水戸市千波町1490番地の１　ヴェルドミールＡ棟101号
債務者　冨田　良史
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６６０号
茨城県水戸市見和２丁目240番地の１　シャトーアトラス512号
債務者　渡辺　敏江
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６５８号
新潟市中央区古町通１番町680番地
債務者　布川　正人
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６８号
新潟市中央区古町通１番町680番地
債務者　布川　恵子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８０５号
京都府宇治市槇島町落合43番地の９　グリーンタウン槇島215棟201号
債務者　喜崎　功二
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６１号
京都市左京区修学院室町11番地　遠見和夫方
債務者　田村　芳江
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
京都府八幡市八幡月夜田69番地の24
債務者　貴志　満子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
京都市伏見区石田森南町34番地　住宅公団醍醐石田団地29―301
債務者　矢野　　薫
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４２９号
香川県高松市瀬戸内町27番13号
債務者　杉本　俊介
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４号
千葉県柏市東中新宿２丁目２番７号
債務者　田中　邦子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１７号
千葉県柏市光ケ丘団地３番８―301号
債務者　橋本　敏江
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１９号
千葉県柏市中央１丁目１番２―303号
債務者　杉村　浩之
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２２２号
北海道苫小牧市音羽町１丁目12番９号
債務者　手代木久史
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第９３０号
仙台市宮城野区新田２丁目17―６　エムズハウスＡ、住民票上の住所仙台市宮城野区東仙台１丁目７番30号
債務者　岩淵　拓也
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８６号
宮城県名取市美田園５丁目24番地の１　プレッソすみれ101号
債務者　渋谷　健一
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７８号
仙台市宮城野区扇町１丁目４番１号　仮設住宅11号棟７
債務者　本田　寿敏
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０５号
宮城県塩竈市白萩町７番21号　レジデンス宮山302号
債務者　八巻　博之
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係